

スポーツ表彰推薦要領

公益財団法人千歳市体育協会スポーツ表彰推薦要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人千歳市体育協会スポーツ表彰規程（以下「表彰規程」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(スポーツ功労賞の推薦)

第2条 表彰規程第3条第1項第1号のスポーツ功労賞の推薦は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 公益財団法人千歳市体育協会（以下「協会」という。）の役員又は評議員として10年以上尽力し、退任した者
- (2) 体育振興に相当の私財を投じ、施設整備の充実又は体育団体の育成及び発展に尽力したと認められる者

(スポーツ振興賞の推薦)

第3条 表彰規程第3条第1項第1号のスポーツ振興賞の推薦は、協会に加盟する団体（以下「加盟団体」という。）であって、加盟期間が10年以上経過し次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 加盟団体の役員として、10年以上運営に参画し、加盟団体の育成発展に尽力したと認められる者
- (2) 加盟団体の競技指導者又は審判員を10年以上務め、優秀な選手の育成、技術向上及び競技普及に尽力したと認められる者
- (3) スポーツの普及及び奨励のため、10年以上にわたり積極的に企画、指導等を行ってきたと認められる者又は団体

(スポーツ賞の推薦)

第4条 表彰規程第3条第1項第2号のスポーツ賞の推薦は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。ただし、団体に属さない種目は、個人又は組単位とする。

- (1) オリンピック大会、パラリンピック大会、世界競技大会、アジア競技大会及びユニバシールド大会において入賞した者
- (2) 国際的、全国的な大会において3位以内に入賞した者又は団体
- (3) 全道的な大会において優勝し、又は準優勝した者又は団体
- (4) 前2号に掲げるものと同等の活躍をしたと認められる者又は団体

2 スポーツ賞の推薦は、高校生以上に限る。

(スポーツ奨励賞の推薦)

第5条 表彰規程第3条第1項第2号のスポーツ奨励賞の推薦は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。ただし、団体に属さない種目は、

スポーツ表彰推薦要領

個人又は組単位とする。

- (1) 全道的な大会において3位以内に入賞した者又は団体
 - (2) 全道的な予選がない場合又は北海道選抜等に選ばれた場合で、直接全国的な大会に出場し、3位以内に入賞した者又は団体
 - (3) その他の大会（オリンピック大会、パラリンピック大会、世界競技大会、アジア競技大会及びユニバシアード大会含む。）、競技会等において著しい活躍をしたと認められる者又は団体
- 2 個人に対する表彰は、前項の規定に該当する団体の構成員のうちから最も活躍した者についても推薦することができるものとする。

(推薦の方法)

第6条 表彰規程第3条による推薦は、加盟団体の会長・対象者が在籍する学校長・団体等に属さない個人、団体にあつては協会のいずれかがスポーツ功労賞・スポーツ振興賞・スポーツ賞・スポーツ奨励賞候補者推薦書（第1号様式）により行うものとする。

(表彰状)

第7条 表彰状の様式は、別に定める。

附 則（平成5年4月1日 制定）

この要領は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成8年9月25日 一部改正）

この要領は、平成8年9月25日から施行する。

附 則（平成9年7月23日 一部改正）

この要領は、平成9年7月23日から施行し、この要領による改正後の財団法人千歳市体育協会スポーツ表彰推薦要領は、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成12年4月1日 一部改正）

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年5月21日 一部改正）

この要領は、平成13年5月21日から施行し、この要領による改正後の財団法人千歳市体育協会スポーツ表彰規程は、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成16年6月25日 一部改正）

この要領は、平成16年6月25日から施行し、この要領による改正後の財団

スポーツ表彰推薦要領

法人千歳市体育協会スポーツ表彰規程は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 25 年 4 月 1 日 一部改正）

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 20 日 一部改正）

この要領は、平成 25 年 12 月 20 日から施行する。

附 則（令和 2 年 9 月 30 日 一部改正）

この要領は、令和 2 年 9 月 30 日から施行する。